

特記仕様書

業務名：豊見城市総合交通戦略推進等支援業務

履行場所：豊見城市内

履行期間：契約締結の翌日から令和8年2月27日まで

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、豊見城市（以下、「発注者」という。）が発注する「豊見城市総合交通戦略推進等支援業務（以下、「本業務」という。）」の契約に適用し、本業務の受注者（以下、「受注者」という。）は契約書及び本仕様書（以下、「設計図書」という。）に沿って委託業務を実施する。

(業務の目的)

第2条 本市では、地域の交通課題解決のため令和2年度に「交通基本計画」、令和3年度に「総合交通戦略」を策定し、さらに令和4年度に策定した「地域公共交通計画」を令和6年度に一部を改定、ラストワンマイル交通の検討や市内一周線（105番）の「沖縄県地域公共交通計画（素案）」への位置づけなど、戦略の実現に向けて段階的に取り組みを推進しているところである。

令和7年度は、令和6年度「豊見城市地域公共交通協議会」で示した短期の実実施スケジュール（別添資料1）に従い個別施策を進める。また、各計画のフォローアップを必要に応じて時点修正を行う（別添資料2）

(関係法令等の遵守)

第3条 本業務を実施するにあたっては、本仕様書のほか、関係法令・規則・通達・豊見城市の条例等を遵守しなければならない。

(管理技術者)

第4条 受注者は、本業務を実施するにあたり、管理技術者を定めて発注者に届け出るものとする。管理技術者は、本業務の全般に亘る業務管理を行う事とし、選任する場合は、技術上の管理を行うために必要な能力と技術を有する者でなければならない。

(着手届等)

第5条 受注者は、本業務の着手にあたり次の各号の書類を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。また、変更する場合も同様とする。

- (1) 着手届
- (2) 業務計画書及び業務工程表
- (3) 管理技術者、主任技術者、担当技術者
- (4) その他、発注者が必要と認める書類

(協議簿の作成)

第6条 本業務遂行中の打合せの度に協議簿を受注者は2部作成し、発注者及び受注者は、各々内容を確認のうえ保管するものとする。

(資料の貸与)

第7条 発注者は、本業務を実施するために必要な図書等を受注者に貸与するものとする。受注者は、発注者が返還を求めた場合、又は、本業務完了後、速やかに貸与された図書等を返還しなければならない。なお、貸与された図書等の破損、汚損、紛失等の場合は、受注者が責任を負うものとする。

(工程管理及び報告等)

第8条 受注者は、業務計画書に基づき、適切な工程管理を行うとともに、作業の進捗状況を適宜、発注者に報告しなければならない。また、発注者は受注者に業務の進捗状況について、説明・報告を求めることができるものとする。受注者は、発注者より説明・報告を求められたときは、書面をもって速やかに報告するものとする。

(充足の義務)

第9条 本業務に関する設計図書は、本業務に必要な諸元及び資料のうち主要な事項のみを示したものであるから、これらに記載していない事項についても、業務上必要と認められるものについては、受注者において速やかに調査職員と協議し、合議した後、責任をもって充足するものとする。

- 2 受注者は、契約手続きにおいて提出された「技術提案書」の内容について、発注者と協議を行い、業務計画書に反映させ、その内容を遵守し業務を実施するものとする。

(関係官公庁への手続き等)

第10条 受注者は、業務の実施に当たっては、発注者が行う諸手続き等、関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、受注者は、業務を実施するため、関係官公庁等に対する諸手続きが必要な場合は、速やかに行うものとする。

- 2 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を発注者に報告し協議するものとする。

(秘密の保持)

第11条 受注者は、本業務で知り得た一切の事項について、これを第三者に漏洩してはならない。また、発注者の承諾を受けずに、成果品を公表、貸与又は使用してはならない。

(完了確認)

第12条 受注者は、本業務終了後、成果品及び関係資料を提出し、管理技術者が立会のうえ、完了確認を受けるものとし、発注者から仕様書の定めに適合しないものとして修正の指示があった場合は、速やかに修正をしなければならない。

(瑕疵)

第13条 受注者は、業務完了後に発見された成果品の瑕疵を受注者の負担において修正するものとする。

(成果品の帰属)

第14条 本業務の成果品は、すべて発注者へ帰属とする。

(検査及び完了)

第15条 本業務は、成果品の検査合格をもって完了とする。ただし、完了後といえども誤謬が発見された場合は、修正または再作業を行うものとする。

(疑義)

第16条 本特記仕様書に明記されていない事項については、調査職員との協議のうえ決定しなければならない。

第2章 業務内容

1. 総合交通戦略推進支援

(計画準備)

第17条 業務の目的・主旨を把握し、計画的・効率的に実施するため、業務計画書の作成を行う。

(先進事例の収集と導入可能性の検討)

第18条 これまでに実施した先進事例及び近隣自治体の情報収集を踏まえ、本市への導入可能性を検討及び新規事業（実証実験）の取得に向けた支援を行う。（共創モデ

ル・MaaS実証プロジェクト、高齢者の免許返納の促進に向けた地方公共団体による対策の効果実証調査、モビリティ人材育成事業等の申請書2件程度を想定。) なお、具体的内容については、発注者と協議するものとする。

(路線バスの利用環境の拡充の推進)

第19条 (1) 公共交通ネットワークの形成に向けた取り組みの推進

昨年度実施した利用実態把握調査に基づき検討した市内一周線(105番)の見直しルート(案)について、効率的な運行に向けて運行事業者との調整を行い、将来の自動運転も見据えた再編案の詳細(運行ルート、バス停位置及び時刻表等)について検討する。

再編案の詳細検討にあたり、当該路線の利用実態について調査を行う。

調査概要について、各バス停の乗降者数を2日程度、時期は9月～10月頃想定(各ルート:平日・休日の全便数)している。なお、運行事業者との協議のもと調査検討を行う。

(2) 公共交通の利用促進に向けた取り組みの推進

昨年度、交通結節点の整備推進において試験的導入に向けて検討した豊見城市役所及び道の駅豊崎において、バス待ちスペースの導入に向け関係者協議を行う。

バス待ちスペースに必要な設備の内容について、施設の利用実態から詳細に検討するとともに、設備導入に必要な補助申請手続きの補助を行う。

(多様なフィーダー交通網の構築の推進)

第20条 ラストワンマイルにおける交通手段の導入検討の推進を図るため、令和7年4月に採択された『交通空白』解消緊急対策事業」と連携し、本市におけるデマンド交通の導入の必要性について、県内外における事例(現況、課題)も踏まえ検討する。

(個別施策の推進支援)

第21条 総合交通戦略で掲げた施策の推進を行う。

(1) P&R(パークアンドライド)駐車場を活用した公共交通への転換

市内の大型商業施設の駐車スペースを活用し、通勤時の自家用車から公共交通機関への乗り換えの推進に向けて施設管理者等と調整を行い、P&Rの実証実験に向けた検討を実施する。また、実証実験における利用者へのアンケート調査の内容(案)を作成する。

実証実験は、昨年度業務においてP&Rの実施に前向きな回答を得た候補施設の内、1か所において実施を想定している。

候補施設:アウトレットモールあしびなー、MEGAドン・キホーテ豊見城店

(2) モビリティマネジメント(MM)、交通需要マネジメント(TDM)の推進

市内の学校においてバスの乗り方の講習のほか、公共交通を利用することによる公

公共交通のメリットについて周知啓発をバス事業者との協力のもと実施する。
また、実施の効果を把握するとともに、今後の市内小学校へ効率的な実施手法について検討を行う。

(市内小学校(2校)を想定) (尚、バス事業者へ別途見積徴収)

※バス4台と1コマ(約1h)の授業を想定(見積金額:参考見積参照)

(協議会の運営支援)

第22条 施策推進の実現に向けて地域課題、取組み方針について協議、調整するとともに、実施施策に係る承認を得るため、「豊見城市地域公共交通協議会」、「地域公共交通リ・デザイン推進部会」の会議開催を支援する。会議資料のうち、豊見城市地域公共交通計画(令和5年3月)におけるクロスセクター効果の時点更新を行うものとする。

開催はそれぞれ2回を予定しており、会議資料作成、資料印刷、当日の運営補助、議事録作成を実施する。

2. その他

(報告書作成)

第23条 検討結果をとりまとめ、報告書を作成する。

(打合せ協議)

第24条 本業務が円滑に実施されるよう業務着手時、中間1回、成果品納入時の3回を基本とし、適宜必要に応じて協議を行う。

第3章 成果品

(成果品)

第25条 第2章の業務内容について、総合的な観点から精査を行い、成果品として取りまとめるものとする。

本業務の成果品は、次のとおりとする。

- (1) 報告書 2部
- (2) 上記成果物に係る電子媒体 一式
- (3) その他必要と認められるもの 適宜